

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業) ～よくある質問と回答～

最終更新 : 2019年7月22日

【1. 公募全般】

- Q1-1: 本補助事業の今年度の予算額はいくらか。1件当たりの補助金の規模感はどの程度か。上限はあるのか。
A1-1 今年度予算は執行団体の事務費を含めて20億円となります。また、1件当たりの枠や上限は特には設定していません。
- Q1-2: 事業の区分(廃棄物分野、廃棄物分野以外)の定義は何か。両方にまたがる事業はどのように判断すれば良いか。
A1-2 応募段階では分けず、提案内容と応募状況から適宜判断します。
- Q1-3: 予算は事業の区分(廃棄物分野、廃棄物分野以外)により、金額が分けられているか。
A1-3: 概ね1:1を想定していますが、明確な切れ目は想定していません。
- Q1-4: 来年度も新規事業の募集はあるのか。
A1-4: 来年度の新規募集の有無については、現在のところ未定です。
- Q1-5: 補助対象要件で「原則として3年度以内で完了できる計画であること」とあるが、今年度採択された事業の次年度の予算は確保されるのか。
A1-5: 次年度の補助事業は、次年度において政府予算に所要の予算処置が講じられた場合に実施されるものであり、今年度提案された次年度の予算の確保を保証するものではありません。
- Q1-6: 次年度の交付申請を行う際に、事業の内容や金額を今年度の提案時の内容から変更することは可能か。
A1-6: 今年度採択された事業の中間審査(2020年1月頃予定)において、次年度の事業実施の可否についての審査が行われますので、今年度の事業の実施内容を踏まえた次年度の実施内容の変更はその際に提起してください。ただし、補助金額の上限については、提案採択時の金額から変更することはできません。
- Q1-7: 本事業では、JCM 設備補助事業のように国際コンソーシアムを組み、モニタリングを行うことは必要か。また、方法論を作成する必要はあるか。
A1-7: 本事業は、JCM 等へ繋がる技術の開発・実証を行うものですが、直接的にクレジットを獲得する事業ではないため、方法論の作成やそれに基づく JCM クレジット獲得のためのモニタリングは不要です。また国際コンソーシアムも不要です。ただし、事業完了後も3年間のCO₂削減効果等の事業報告(公募要領 P.10(13)参照)は必要ですので、モニタリングをしない場合には、それに代わる妥当な方法を事業者で選択ください。
- Q1-8: 国や自治体の他の補助金との併用は可能か
A1-8: 他の法令や予算に基づく補助金等の交付を受けている事業は対象となりません。(交付規程第3条第4項)

【公募説明会における Q&A】

- Q1-9: 来年度の申請を検討しているが、次回の説明会の予定は。
A1-9: 来年度については、来年度の政府予算次第ですが、今年度と同様の公募時期に実施されることとなると思われます。
今年度については、二次公募を8/5に開始し、8/30の正午締切で実施する予定です。二次公募に関する応募相談については、公募開始前であれば受付可能です。
- Q1-10: 本事業で削減されたCO₂をクレジット化できるか。
A1-10: 本事業ではクレジット化はできません。

- Q1-11: この事業の予算は3年間で20億円なのか。3年間しか事業はできないのか。
- A1-11: この事業は、単年度ごとの予算で今年度予算は20億円です。また、この事業はできるだけ同程度の単年度予算で今後5年間実施する予定です。応募していただく案件としては、1件当たり最大3年度間の計画で応募してください。

【2. 補助対象事業】

- Q2-1: 途上国向け低炭素技術のシステム化、複数技術パッケージ化とは具体的にどういったことを指すか。
- A2-1: 例えばシステム化とは、マイクログリッドや物流のIT技術による社会システムを高度化する事業など、また複数技術パッケージ化とは、既存の複数の技術を組み合わせ、途上国向けにリノベーション及び実証を行う事業などを想定しています。
- Q2-2: システム化でも複数技術のパッケージ化でもない途上国向けリノベーションの単独技術でも応募できるか。
- A2-2: 事業の目的への適合性が低いという判断により、評価が低くなる可能性があります。
- Q2-3: 国内の技術開発への還流とあるがその定義は何か。また、国内技術のコストダウンは補助対象となるか。
- A2-3: 国内の技術開発への還流とは、途上国で普及した事業で培った技術が、国内のエネルギー起源CO₂削減に貢献する技術として国内市場に還流してくることを指します。技術のリノベーションを伴っていれば、コストダウンも補助対象となります。
- Q2-4: 公募要領の2.(3)イ)において、「CO₂以外の温室効果ガスのみを削減する技術や、エネルギー起源であることが明確でないCO₂の吸収や固定(大気中のCO₂の吸収等)に関する技術ではないこと」とあるが、エネルギー起源であることが明確なCO₂の吸収や固定に関する技術であれば、補助対象となるか。
- A2-4: エネルギー起源と証明できる場合、例えば石炭火力において石炭を燃やして排出されたCO₂を直接回収した場合などは補助対象となります。
- Q2-5: 国内で実証が基本ということだが、使用技術が現地の気候・気象状況に左右されるため、現地での実際の使用者のフィードバックを受けて改善ということもあり東南アジア地域での実証を考えているが、このような実証は可能か。また、複数国での実証も認められるか。
- A2-5: 実証は原則として国内で実施することと記載されていますが、日本と異なる気象状況、現地でのみ調達可能な資機材、不安定な電力等、途上国特有の環境下でないと実証できないと認められる場合は、国外実証は可能です。また、複数国での実証は可能ですが、経済性や性能等の結果への影響が予想されるパラメータはできる限り同一条件の国々や地域にターゲットを絞ってください。詳細はセンターにご相談ください。
- Q2-6: 海外での実証を想定している場合、対象の技術、製品は日本で製造されたものではないといけないのか。日本企業が他の国で生産しているものを、第三国で実証することは可能か。
- A2-6: 事業の核となる技術は日本国内で開発・実証されたものとしてください。汎用品で賄えるものは、現地調達も可能です。例えばモーターの開発の場合、(コイルなど)コアな部分以外の外の部材等は現地や第三国で調達して構いません。
- Q2-7: 個々の機器ではなくプロセスを現地で実証する場合、日本で使用されている機器を導入せずに、必要な機器を現地又は第三国で調達しても問題ないか。
- A2-7: A2-5同様、事業の核となる技術は日本国内で開発・実証されたものを導入いただく必要があります。例としてバイオエタノール製造プラントの場合、コア機器ではない蒸留機器、プラント本体、熱交換器等汎用品は現地等で調達して構いません。ただし導入する技術によって異なるため、審査の中で個別判断となります。
- Q2-8: 日本国内で実証された技術が対象となるとのことだが、国内での販売実績や普及度合いは要件となるのか。
- A2-8: 実証を終えていることが要件であり、販売・普及している必要はありません。日本において技術の確立と実証が終了している技術であれば本事業の対象となり、その場合必ずしも日本で使用されていなくても構いません。他方で、本事業の目的は研究

所から出ていない研究開発段階の技術開発の支援ではなく、現時点でも利用可能な技術を途上国で普及するような技術・製品に改造・改良していただくことです。

- Q2-9: 保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか。
- A2-9: 本事業は原則として実証事業に対する補助を行うものですが、補助金交付の目的に反しなければ実証事業の中で収益が発生するのを否定するものではありません。ただし、相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に返納いただく場合があります。
- 本事業は、日本国内で実証されている優れた低炭素技術であって、対象国に導入・普及させる場合に現地の事情に適合させるための技術リノベーション及び実証が必要である者に対して支援を行う事業です。したがって、「普及」よりも「技術のリノベーション及び実証」に重点を置いた制度と考えてください。相手国において、すでに普及段階にあるような技術に関しては、JCM 設備補助事業等での支援も行っています。

【公募説明会における Q&A】

- Q2-10: JCM 設備補助事業と同様に、4,000 円/tCO₂ 以下の要件はあるか。
- A2-10: 「普及のための技術」の実証が目的であり、ある程度の不確実性は容認しているために、明確な費用対効果の数値の目安は設定していません。ただし費用対効果は意識していただき、応募提案書の記載にはできる範囲での正確さは希望します。
- Q2-11: 対象技術は「研究」段階ではなく「国内実証済」である点、また JCM 設備補助事業が対象とする普及済技術でもないということか。
- A2-11: 国内で「実証済」の技術、かつ途上国において実績のない技術が対象であり、「リノベーション」が含まれていることが重要です。この部分が補助の対象であり、「実証」から「海外における普及」に至る間の技術開発、改良等に補助金で支援することになります。
- Q2-12: 現在、海外にて「実証中」の技術も対象となるか。
- A2-12: 海外にて「実証中」の技術であっても、新たに追加的に実施するリノベーションのテーマについては、対象となります。これから実証を行おうとするリノベーションのポイントを明確にして実施計画書に記載してください。
- Q2-13: 採択審査基準の(1)対象事業の要件に記載されている「類似」案件の判断基準はあるか。また相談可能か。
- A2-13: 弊センターの Web ページにて、過去に採択された案件の概要を確認することはできます。また、それらの公開情報については提供することは可能です。
- Q2-14: 事業全体大規模だが、そのうちの 1 技術について、コンポーネント開発のような案件も対象となるか。
- A2-14: 一部技術の開発についても応募は可能です。また、単一の技術であっても可能です。ただし、審査基準により評価は低くなる点にご留意ください。
- Q2-15: 「国内」でなく、第三国で実証された技術は対象となるか。
- A2-15: 「国内」で実証されていることが必須要件です。
- Q2-16: デモプラントを国内で製作し動作を確認の上、海外に持って行くことは可能か。
- A2-16: 現地の事情を調査してリノベーションの課題を明確にし、現地の事情に合わせるために必要なリノベーションの実証を国内で実施するのであれば構いません。その実証結果をもとに海外に事業化していくというストーリーであれば対象となります。
- Q2-17: 新規性について、当該国で類似技術が採択されていないこととの記載があるが、配布資料の「コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業について」にはシステム化、パッケージ化の例が示されており、出典がイノベーション事業とあるが、このやり方であれば対象になるということか？
- A2-17: 資料で挙げた例は、あくまで一例であって、システム化・パッケージ化のイメージを持ってもらうために記載しています。そこに取り上げた技術でも対象国が他国である場合や、あるいはリノベーションの内容に新規性があるものである場合には、十分にその新規性について説明頂ければ対象となる可能性はあります。

【電子メールにおける Q&A】

- Q2-18: ある国の国内の複数サイトにおける実証は可能か。
- A2-18: 対象とする技術のリノベーション及び実証の内容として、一つの国の国内の複数

サイトで実施する必要があるのであれば、その理由が明確であればそのような応募をしていただくことは可能です。しかし1カ所で行えば済む実証を、複数のサイトで行う提案をいただいても、必ずしもすべてが採択されるとは限りません。

【3. 補助対象者の要件】

- Q3-1: 海外企業、及び地方公共団体は共同事業者となっても良いか。
A3-1: 海外企業は原則として本補助金で取得した財産の所有はできないので、共同事業者ではなく協力者として参画することとします。地方公共団体においても、公募要領の2.(2)ア)の要件には合致しないため、協力者として参画することとします。
- Q3-2: 公募申請にあたって、現地の政府機関との調整、現地の実証実務を担っていただく現地事業者との共同提案を考えているが可能か。
A3-2: 他事業者との共同提案は可能ですが、公募要領に記載の通り代表事業者及び共同事業者はすべて国内における法人等(日本にて登記の法人)であることが前提であり、A3-1 同様、現地事業者との共同提案はできません。現地事業者へは協力者として必要業務を委託(請負)していただくこととなります。
- Q3-3: 公募要領の 2. (5) ア)で規定されている、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に該当するかどうかで、いわゆるみなし大企業(大企業の子会社等)でも当該項目に該当していれば、3 分の 2 補助対象という考え方でよいか。
A3-3: ご理解のとおり、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に該当するか否かとなります。

【公募説明会における Q&A】

- Q3-4: 申請者は資産を減価償却されるまでの期間所有しなければならず、負担となると思われる。例えばファイナンス系企業が代表事業者となり資産を所有し、実証事業の実施により一部、資金を回収することは可能か。
A3-4: ファイナンス系企業が、代表事業者の要件を満たしていれば基本的には問題ないが、制度上、法定耐用年数の間は必ず設備を保有して管理してもらうこととなっています。また、当該設備による資金回収、収益事業の実施は可能です。ただし、「相当な」収益がある場合は補助金の一部、または全額の返還もあり得ます(A2-9 を参照)。普及よりも「技術のリノベーション及び実証」に重点を置いた制度と考えてください。相手国においてすでに普及段階にある技術に関しては、JCM 設備補助事業等での支援も行っています。
- Q3-5: 日本法人資本 100%となる現地子会社でも資産所有はできないのか。
A3-5: 公募要領に記載の通り、資産を所有できるのは代表事業者または共同事業者に限定されており、どちらも日本法人であることが必要ですので、現地法人である現地子会社は原則として本補助事業で取得する資産の所有はできません。

【電子メールにおける Q&A】

- Q3-6: リース会社は応募できるか。
A3-6: リース会社は、公募要領3ページの補助金の応募申請者の定義から必ずしも外れるものではなく、代表事業者または他の共同事業者が設備をリースする役割でコンソーシアムに参加することは可能です。
ただし代表事業者として応募する場合、低炭素技術の現地の事情に合わせた技術のリノベーション及び実証について、代表事業者自身が全責任を負って技術開発、改良にも主体的にかかわっていくことが求められます。そのような本事業の趣旨を踏まえてご検討ください。
- Q3-7: システムの性格上、設置先(現地事業協力者)の所有とする必要がありそうだが、これは認められるか。ただし共同事業者が所有する場合と同じ内容の誓約書は取得するものとする。
A3-7: 補助金で導入する設備の所有は、原則として代表事業者及び共同事業者である日本法人に限ります。
本事業は、普及技術の設備導入への補助とは異なり、現地で当該技術の導入・普及を進めるにあたって、その一歩前の段階として、現地の事情に適合させるための

技術のリノベーション、及び実証についての補助となりますので、事業者自身(共同事業者も含む)が、設備を所有してそれぞれの技術のリノベーションを行うことを前提としており、現地協力者が設備を所有することはできません。

ただし、現地法人が所有する設備の一部または全部を借用して、技術リノベーションの実証を行う場合には、それに必要な賃借料は補助対象となり得ます。

なおこの場合であっても、A1-7に記載した通り、事業完了後も3年間のCO2削減効果等の事業報告(公募要領 P.10(13)参照)は必要です。代表事業者もしくは共同事業者の負担で設備を引き続き借用するか、それに代わる妥当な方法を事業者で選択し、上記の事業報告を実施ください。

Q3-8: 公募要領に「代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません」とあるが、本補助事業で実証された技術を用いて、代表事業者 and/or 共同事業者の出資によって、当該ビジネス展開を行う(ビジネスを担う)ための新しい事業会社を近々立ち上げる予定だが、応募時に間に合わない場合、提案書ではどのように扱えば良いか。

A3-8: 新しい事業会社を立ち上げて事業を実施することが決まっているのであれば、応募提案書の中でその旨を「予定」として、実施体制の中のコンソーシアムに加えてご提案ください。事業会社設立が2年度目になるのなら1年度目と、2年度目の実施体制をそれぞれ記載してご提案をお願いします。

Q3-9: 2年目に、本補助事業の重要な技術実証の要素を、コンソーシアムの外の企業に外注する予定である。その企業(初年度に選定します)に責任感を強く持って、またいろいろ相談しながら業務を行ってもらうためには、コンソーシアム内部に入れた方がベターである場合もあると思われる。そのようなケースでは、2年目からコンソーシアムメンバーに加えることは可能か。

A3-9: 採択された事業は、各年度の終わりごろ(1~2月頃)に審査委員会による中間審査会で事業の実施状況の報告を行い、事業の評価を受けるとともに、翌年度の事業実施の可否についての審査を受けることになっています。この時の事業報告の中で、翌年度の実施体制の変更について提起していただき、委員会の承認が得られれば2年度目からの共同事業者としてのコンソーシアムメンバーへの追加は可能です。ただし、共同事業者は代表事業者と同等の立場となりますので、補助対象に自社製品の調達があれば、製造原価が補助対象経費となることや、人件費等の経費についても代表事業者と同等の管理資料の提出が求められることに留意してください。また、A1-6に記載した通り、補助金額の上限については提案採択時の金額から変更することはできません。

【4. 補助対象経費・利益排除】

Q4-1: ソフト+ハードのパッケージ化での、ソフトに対しては補助対象となるか。また、その範囲はどこまでか。(例:ごみの分別回収のノウハウ+分別したごみの燃料化の実証の場合、分別回収周知のためのイベント開催費用など)

A4-1: ソフト面でも原則、技術のリノベーション及び実証を行うのに直接必要な経費が対象です。周知イベントの開催など、普及のための広報活動については本事業の対象とはなりません。詳細はセンターにご相談ください。

Q4-2: 以下のような調査については、業務費として認められるか?また、当該調査について、外部委託することは可能か。1)事業化・普及可能性を検討するための市場や規制、需要、自然環境等についての文献調査、現地ヒアリング調査 2)競合する製品についての文献調査、現地ヒアリング調査 3)他国への展開を検討するための文献調査、現地ヒアリング調査

A4-2: 技術のリノベーション及び実証の対象となる機器、設備又はシステム等の開発のためであって、本補助事業の実証期間中に行う実証事業そのものに直接必要な調査に要する経費が業務費として認められます。1)~3)の各項目についての可否には個別の事業内容とその中での調査の役割を公募要領別表1に記載の、経費の内訳に照らし合わせることによって総合的に判断することになりますのでセンターにご相談ください。また、センターと相談の上、技術のリノベーション及び実証のために直接必要と認められた場合には、調査を外部委託することは可能です。

Q4-3:	実証した事業を実際に普及する活動や、普及のための調査活動は補助対象となるか。
A4-3:	事業における技術のリノベーション及び実証との直接的な関係性が明確であり、コ・イノベーションに資する活動であれば対象と認められる場合がありますが、自社の事業拡販を目的とした広告費等の営業活動経費は対象外となります。個別の事業内容とその中での調査の役割を公募要領別表1に記載の、経費の内訳に照らし合わせることで総合的に判断することになりますので、センターにご相談ください。
Q4-4:	技術のリノベーションに関して、国立大学法人との共同研究を行う場合、発生する共同研究費を補助対象経費(業務費)に含めることは可能か。
A4-4:	可能です。なお、国立大学法人に請負又は委託により研究を依頼する場合は、請負費又は委託費として計上し、共同研究に関する契約を締結してください。
Q4-5:	海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。
A4-5:	労務費単価については、契約書等を添付(提案時は案でも可)し、当該国において適正と思われる単価を用い、根拠となる書類等を添付してください。
Q4-6:	交付申請時と支払い時の為替レートが異なることにより、補助金請求金額が交付決定額を超えた場合の超過部分は認められるか。
A4-6:	認められません。為替リスクヘッジは事業者自ら行っていただきます。
Q4-7:	補助事業の完了より前に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。(例:現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更等)
A4-7:	完工までの間の大きな経費の変更(P16 別表1の第1欄に示す経費の配分を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の15パーセントを超える場合を含む)は、交付規程第6条に定める「変更交付申請書」を提出いただきます。ただし、その場合でも総事業費は交付決定した補助金額が上限となります。なお、経費には大きな変更はなくても、実証場所や実証計画等に変更が生じる場合は、交付規程第8条三項に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。まずは事前にセンターへご相談ください。
Q4-8:	利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどうすれば良いか。
A4-8:	製造部門からの製造原価証明で可です。(ただし部門責任者の印が必要)精算時には、原価内訳を示す証憑を提出いただく場合があります。
Q4-9:	実証を行う土地や建物の賃借料は、計上できるのか。
A4-9:	本事業における技術のリノベーション及び実証に直接必要な土地や建物に関する賃借料は補助対象として計上できます。
Q4-10:	保守に関わる費用(メンテナンスコスト等)は、計上できるのか。
A4-10:	本事業における技術のリノベーション及び実証に直接必要な調整や、手入れに関わるコストは補助対象としていただいて構いませんが、長期利用を前提とした定期メンテナンスに関わるコストは計上できません。
Q4-11:	「提案書作成の手引き」の人件費単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に、時間外手当に関するものは含めないのか。
A4-11:	年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4月から6月までの3ヶ月間の報酬(時間外手当含む)を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。
Q4-12:	交付規程別表第2で事務費の割合は、4.5~6.5%とあるが、0%でも構わないのか。
A4-12:	4.5~6.5%は事務費割合の上限値であり、0%でも問題ありません。事務費の計算例はセンターのウェブサイトに掲載している「公募提案書作成の手引き」を参照してください。
Q4-13:	現地に機器を輸送する際の保険、運賃、関税は補助対象となるのか。
A4-13:	貨物海上保険、運賃、関税は補助対象です。
Q4-14:	海外における付加価値税(VAT)は経費として申請はできるのか。
A4-14:	付加価値税は外国企業に関しては還付制度がありますので、原則はそちらを利用していただきます。また、対象国にある補助事業者の子会社を通じての取引の場合は、日本の消費税と同じく仕入れ控除の仕組みを利用してください。但し、還付の

実施が難しい、あるいは現地の子会社は事業をしないなどの事情がある場合には、現地の付加価値税(VAT)の仕組みを調査の上、個別にセンターにご相談ください。

【公募説明会における Q&A】

- Q4-15: 見積書の積算根拠資料について、代表事業者の自社製品の場合、自社発行の見積書でも問題ないか。
- A4-15: 見積書ではなく、当該調達品の製造原価を証明できる部門長等責任者の発行する証明書等を提出してください。また、公募要領 P.6 の 2.(4) <補助対象経費の区分> に記載の通り、自身の利益が含まれることは補助金交付の目的に反します。A4-8 と同様に、精算時には原価内訳を示す証憑を提出いただく場合があります。
- Q4-16: システム化やパッケージ化において、どこまでが補助対象設備の範囲か。例えば環境対策の設備は含まれるか。
- A4-16: 環境対策技術が、CO2 削減や省エネに必須の工程となっている場合、例えば、排ガス削減技術の普及が CO2 削減に必要と認められる場合、対象となる可能性もあります。いずれにせよ、ケースバイケースで各技術の妥当性を判断することとなるため個別に相談してください。
- Q4-17: 風力発電+EV 充電インフラ+EV の組み合わせの例では、EV に関しては補助対象となるのは自動車全部か、それともバッテリーだけか。
- A4-17: 提案いただいた内容によって判断します。EV は現地での登録が難しい場合もあるので、合わせて現地で確認いただき、補助対象とできるのかどうかということも含めて総合的に判断させていただきます。
- Q4-18: Q4-7 において、経費の使い方に変更があった場合についての記載がある。自社製の EMS を使っていたが、うまく見込みがないので他の会社の EMS に変更の場合も同様の考え方でよいか？
- A4-18: 実施計画を変更する理由が事業を進めていくうえで妥当なものであれば、A4-7 に記載する手続きを適用することになります。

【5. 審査】

- Q5-1: この事業は JCM 構築国以外の開発途上国も対象となっているが、JCM 構築国が優先されるのか。
- A5-1: 応募案件の交付申請額の合計が予算枠を超える場合は、公募要領の別紙(採択審査基準)「B.評価審査」⑤(P23)に記載されているように、JCM を構築している国が加点対象となります。また、実証内容が「海外展開戦略(環境)」(平成 30 年 6 月策定)が対象としている分野である場合にも加点対象となります。
- Q5-2: 審査項目に「事業化・普及の見込み」とあるが、本事業の目的は優れた日本の低炭素技術や製品等を、途上国で普及するようにリノベーションすることと捉えている。本項目では、JCM 案件での導入の見込みというよりは、自主的なビジネスによる導入の見込みが評価されると考えて良いか。
- A5-2: ご理解の通り、本事業では実証される技術が対象国における早期の事業化や普及が見込まれるか、リノベーション要素が有り、将来的に国内への技術の還流及び国内の CO2 削減効果が見込まれるか、及び当該技術・製品の普及を通じた CO2 排出削減量が見込まれるかが評価の対象となります。合わせて JCM での活用が見込めるかについても評価の対象としています。

【公募説明会における Q&A】

- Q5-3: 評価審査基準に CO2 削減効果が挙げられているが具体的な数値目標はあるか。また費用対効果についても数値目標はあるか？
- A5-3: 本事業は JCM 設備補助事業にあるような具体的な数値基準は設けていません。本事業は、より技術開発に近い段階を想定しており、今回の実証でというよりは普及させていく段階にどれだけ CO2 削減効果が見込まれるかについて期待するものです。しかし、現時点で CO2 削減効果を正確に予測するのは難しく、普及段階でどれだけ削減されるかという想定に基づくものになってしまうので、具体的な数値目標を設けていません。しかし応募においては、できるだけ現実に即した計算をしていただき、それを審査

委員会において数字の妥当性とその CO2 削減効果が十分かどうかについて審査させていただきます。

【6. 応募方法・提案書類】

- Q6-1: 応募様式1の申請者の代表者について、代表者は役員以上の者でなければならないのか、あるいは役員ではなくとも、事業部門長であればよいのか。
- A6-1: 代表印を押印できる方か、所属機関の部局等の長が補助金申請等に関する権限を委任されているときには、委任された方を申請者の代表者としてください。
- Q6-2: 応募様式 2-1 実施計画書<技術及びリノベーションの内容>【対象とする国・地域における事業化・普及の見込み】の記載に「副次的効果があれば、あわせて記載すること(任意)」とあるが、「メタン発生が減る」「副産物により経済性が向上する」などといったことも記載しても良いのか。
- A6-2: 記載していただいて構いません。本事業の主目的はエネルギー起源 CO2 の排出削減ですが、メタン発生抑制は温室効果ガスを削減することに繋がるため、副次的な効果として別途評価を行います。また「海外展開戦略(環境)」が対象としている技術分野であれば、加点要素になります。
- Q6-3: 応募様式 2-1 実施計画書について、ページ数の制限や推奨されるページ数があるか。
- A6-3: ページ数の制限は特に設けていませんが、10 ページ以下を目安とお考えください。
- Q6-4: 事務費の率に関わる事務費とは、区分の事務費なのか、費目の事務費なのか。
- A6-4: 交付規定 別表 2 及び公募要領 別表 1 の通り、区分の事務費です。開発実証に係る事務費は、業務費に計上してください。
- Q6-5: 応募様式 3 について、為替レートは社内レートでも良いか。
- A6-5: 補助事業者の経費(現地レートで支払う給料や出張手当等)については、レートの算出根拠等の証憑書類を添付いただければ社内レートでも差し支えありませんが、外部への支払いについては認められません。外部への支払いについては、適切な為替レート(例:出張期間中の両替所/銀行レートや銀行振込時のレート等)を適用してください。
- Q6-6: 共同実施の場合、事務費の中の労務費単価は、企業ごとに異なる単価となるのか？ また、一つの法人は健保等級、もう一つの法人は実績単価という風に、異なる積算方法でも良いか。
- A6-6: 事業者ごとに業務従事者別の実績単価を提示いただき、精算時はその実績単価で精算いただきます。また、提案応募時においても実績単価で積算いただくのが望ましいですが、困難な場合、健保等級などによる単価で積算いただいても構いません。(ただし、交付申請時には実績単価での積算が必要です。)
- Q6-7: 公募提案書作成手引きの P19 に記載の見積もり合わせは2社以上で良いか。また、応募申請時には、そのうち安い方の見積書を添付するという事で良いか。
- A6-7: 公募提案/交付申請時は1社で構いませんが、発注時までには2社以上の見積を準備していただき、精算時までには証憑を確認させていただくこととなります。また、一般競争に付さない調達の場合は理由書を添付いただく場合があります。
- Q6-8: 「補助金交付申請額」の金額は税抜表示で良いか。消費税および地方税相当額はゼロで良いか。
- A6-8: 消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの応募者は消費税および地方税相当額は0円で申請いただくこととなります(ただし、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます)。

【公募説明会における Q&A】

- Q6-9: 申請書類の「応募様式 5」について、共同事業者なしの場合、提出不要で良いか。
- A6-9: 「応募様式 5」は共同事業者用ですので、共同事業者がいない場合には提出は不要です。
- Q6-10: 為替換算レートについて、精算時は実レートとあるが、補助申請時の金額と差が生じた場合の差損は自己負担か。あるいは、差損の対策として為替予約をすること

	は可能か。
A6-10:	精算は実際に事業者が支払いを行うレートで行います。交付決定時の金額との差損は事業者で負担していただくことになります。
Q6-11:	CO2 削減コストの算定について、「事業化される際の削減効果」とある。ここで「総事業費」とは、「事業化される際」の総事業費と考えて良いか。
A6-11:	ご理解のとおり実際に事業化した場合の「総事業費」です。事業化に向けた一部の「実証」だけに必要なコストではなく、実際の事業全体の費用による CO2 削減コストを算出してください。

【7. 補助金の支払い】

Q7-1:	3 年度以内の事業を対象とすることができるとのことだが、中間払いは申請できるのか。できる場合、何を証明すれば支払ってもらえるのか。
A7-1:	全額最終年度に精算払いするのではなく、年度ごとに請求書、領収書等を確認の上、出来高を精算払するのを原則とします。
Q7-2:	複数年度事業であっても、単年度毎に 2 月末に工期完了となるため、3 月から 4 月の交付・事業開始までの間は補助対象外か。
A7-2:	複数年度事業であっても 2 月末までの事業が補助対象であり、3 月実施分は補助対象外となります。2 年度目は、原則その年度の交付決定後に事業開始となりますが、所定の手続き(交付規定様式第 15 翌年度補助事業開始承認申請書)により、交付決定日より前(当該年度の政府予算執行日から)に事業を開始することも可能です。
Q7-3:	複数年事業であっても、当該年度に発注したものは同年度の 2 月に支払い処理をする必要があるか。例えば、納期が 10 カ月間で、今年度 9 月に発注して来年 7 月に完成する設備の場合は補助対象外となるか。
A7-3:	発注から納品までの期間が年度をまたぐこと自体には問題はありませんが、複数年度事業であっても各年度で経費発生と支払いが完了した経費のみが補助対象となりますので、その点にご留意ください。納期が年度をまたぐ場合、複数年度事業として応募いただき、年度毎に必要な経費を明確に区分して応募提案書に記載いただきます。(例: 初年度目は設計及び部品調達、2 年度目は製作～試験調整～現地据付など年度ごとに検収すべき内容を明確にして、それに対応する経費を計上する)。採択が決定した複数年度事業は毎年度交付申請を行っていただき、当該年度の交付決定後、当該年度末(2 月)までに支払った分(出来高)の証憑があれば、当該年度の補助金として確定し、支払い可能となります。ご提示のケースでは、当該年度 2 月末時点までの補助金対象額を検査した上で補助金をお支払いすることになりますが、残りの分は次年度継続事業として認められ、次年度の交付申請を提出いただいた上で交付決定となれば、補助対象となります。
Q7-4:	公募要領「3.(9)補助金の支払い」(P.9)において、補助金の支払いは交付額の確定通知を受けた後、センターに精算払い請求書を提出しその後支払う、とされているが支払いはいつになるのか。
A7-4:	例えば、3 月 10 日までに完了実績報告書を提出していただき、確定検査を経て速やかに確定通知を発出できる事業は、3 月末での支払いが可能です。早期に事業が完了する場合は、年度末より早く支払うことも可能です。

【8. 取得財産の管理・返還義務】

Q8-1:	公募要領 P.9「3.(10)取得財産の管理について」に、「場合によっては補助金の返還が必要になることがあります」とあるが、具体的にどのような場合か。
A8-1:	補助事業の全部もしくは一部が中止もしくは廃止される場合や、補助事業者が法令もしくは交付規程に基づくセンターの指示等に従わない場合、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合や不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合などにおいて、補助金の返還が必要になる場合があります。(交付規程第 14 条) また、補助事業の完了によって相当の収益が生じた場合(交付規程第 8 条第十二

号)や、センターの承認を得ないで取得財産の処分を行った場合(交付規程第 8 条第十四号)にも、補助金の返還が必要となる場合があります。

Q8-2: 2 年間の実証事業を想定しており、実証後は、1)現地でそのまま使う、2)設備を撤去する、の二つの場合が考えられるが、1)の通り継続して使用することは可能か。

A8-2: 事業完了後も 3 年間にわたる毎年度の事業報告書の提出と、法定耐用年数の期間は設備を保有、管理する責任が代表事業者には課せられています。当該期間内の譲渡等についてはセンターの承認が必要であり、内容によっては補助金を返還いただく場合があります。Q8-7/A8-7 も参照ください。

Q8-3: 本事業での導入設備は開発研究用設備として取り扱われ、耐用年数は昭和 40 年大蔵省令第 15 号別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表で考えればよいのか？

A8-3: その通りです。従って単価 50 万円以上の機械及び器具等については、定められた耐用年数期間の管理が必要です。

Q8-4: 本事業での導入設備の耐用年数について、事業者自身で当該設備が耐用年数表のどれに該当するか判断するのか？また、いつ、どのようなタイミングで報告するのか？

A8-4: 導入設備の財産管理については代表事業者の管理責務であり、耐用年数についても事業者からの申告がベースとなります。ただし、当該設備が耐用年数表のどれに該当するか不明な場合、センターにご相談ください。なお、単価 50 万円以上の機械及び器具等の財産管理目録として、取得財産管理台帳(交付規定様式第 10)と耐用年数一覧表を完了実績報告書の一部としてご提出いただきます。

Q8-5: 事業終了後 3 年間、事業報告書提出とのことであるが、具体的な報告内容はどのようなものとなるのか。CO2 削減量を具体的に計測し報告するような内容が含まれるのか？

A8-5: 様式第 16(第 16 条関係)にて、事業による成果の活用状況等について事業完了からその後の 3 年間報告いただくこととなります。公募申請時の提案内容に沿った事業展開、CO2 削減量が実現できていることを報告書書式(センターが別途提示)に則って報告いただきます。

【公募説明会における Q&A】

Q8-6: CO2 削減効果について報告義務があるが、国内での実績を報告するのか。

A8-6: 事業終了後 3 年間、「成果」の報告義務がありますが、国内/外を問わず、本実証の成果の対象となる製品、技術の展開数等の普及度合いをもとに CO2 削減効果を算出し、報告していただきます。

Q8-7: 法定耐用年数経過後の所有権移転は可能か。

A8-7: 法定耐用年数経過後の財産の処分については、特に弊センターの承認を得る等の手続きは必要ありませんので、適宜、国内及び現地の制度や法律に従って、適切に処分していただいで結構です。

【9. その他】

Q9-1: この補助金は、固定資産の圧縮記帳の適用を受けられるか。

A9-1: 本補助金の交付を受けた補助事業者は、国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第 42 条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。(公募要領 5.(4) その他(P15)参照)

以上